

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

シ ス テ ム	No. ■ 関 連 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間)の目標		平成27～29年度 (集中取組期間) 実績		進捗 評価	担当部局	平成30年度の取組み予定 (○は新たな取組)		分類
				取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
I	1	防潮堤の津波浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、平成26年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。平成28年度までの3年間 (集中取組期間中) で、第一線防潮堤 (津波を直接防御) のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。 ◆続いて、平成30年度までの5年間に第一線防潮堤の対策を順に完了させ、平成35年度までの10年間で全対策の完了をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ①要対策延長 (府管理分: 約49km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤 (約8km)」の対策を完了 	①～H28:約8km	<ul style="list-style-type: none"> ①要対策延長 (府管理分: 約49km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤 (約8km)」の対策を実施した。 ②また、「百数十年規模の津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤」及び「水門内であっても満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」 (約17km) の対策を実施した。 	①～H28:約8km完了 ②～H29:約13km完了	①	環境農林水産部 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 要対策延長 (府管理分: 約49km) をのうち、 ○「百数十年規模の津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤」及び「水門内であっても満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策の完了:4km推進中 (約17km完了予定) 	②H30:4 km	I
I	2	水門の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組みとして、平成26年度から水門の耐震補強工事を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。 ◆三大水門 (安治川水門、尻無川水門、木津川水門) の将来のあり方についても、検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①水門の耐震補強 (揺れ、液状化) ②水門の耐津波補強 (津波) 	① 4基/4基 ② 2基/4基	<ul style="list-style-type: none"> ①水門の耐震補強 (揺れ、液状化) ②水門の耐津波補強 (津波) ③三大水門 (安治川水門・尻無川水門・木津川水門) の将来のあり方について、大阪府河川構造物等審議会で審議を実施した。 	① 4基/4基 ② 2基/4基 ③審議会開催	②	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○尻無川水門、王子川水門における耐津波補強 (津波) の工事を実施 ○新水門建設の実現に向けて、施設の位置や構造、建設コストなどを検討 	○残 2基 ○詳細設計の実施	I
I	3	長期湛水の早期解消	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やボンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。 ◆防災訓練の中で対応手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る。 	関係機関と協議を進め、長期湛水への対応手順を決定	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	関係機関と協議を進め、長期湛水への対応手順を決定した。	-	②	危機管理室 都市整備部	防災訓練の中で対応手順の点検を実施。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I	4	密集市街地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、今後の取組みの方向性を示すものとして策定した「大阪府密集市街地整備方針」及び各市「整備アクションプログラム」に基づき、 -老朽建築物の除却や防火規制の強化などの「まちの不燃化」 -広幅員の道路等の整備早期化等による「延焼遮断帯の整備」 -防災意識を高めるための地域への働きかけをより強力に促進する「地域防災力の向上」 -密集市街地の特長を活かし、新しい住民を呼び込むための「暮らしやすいまちづくり」 (H30～) により、平成32年度までに「地震時に著しく危険な密集市街地」を解消する。 【対象地区】7市11地区2,248ha (大阪市) 鶴見地区、(堺市) 新湊、(豊中市) 庄内、豊南町、(守口市) 東部、大日、八雲東町、(門真市) 門真市北部、(寝屋川市) 萱島東、池田、大利、香里、(東大阪市) 若江、岩田、瓜生堂	7市11地区において、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ○7市11地区において、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進 ○地震時等に著しく危険な密集市街地の解消 (2,248haのうち268ha) ○3カ年 (H26～28) の取組を検証し、今後の更なる事業のスピードアップを図るため「大阪府密集市街地整備方針」をH30.3に改正 (H26～29取組実績) <まちの不燃化> -老朽建築物等除却 3,090戸 -道路整備 6,400m -公園整備 880m -防火規制の強化 (地区計画等) 3市566ha <延焼遮断空間の確保> -三國塚口線、寝屋川大東線の整備に着手 <地域防災力の向上> -防災訓練 計16回延べ約4,600人参加 -防災講座・ワークショップ 計49回延べ約5,200人参加 -ブース出展 計26回延べ約8,000人参加 	取組実績は左記のとおり	②	住宅まちづくり部	「大阪府密集市街地整備方針」(H30.3改定) に基づき、各市において地区の特性に応じた施策を盛り込んだ「整備アクションプログラム」を策定し、事業のスピードアップを図る。 <まちの不燃化> ・老朽建築物の除却促進や道路拡幅などの地区公共施設の整備等を実施 <延焼遮断空間の確保> ・三國塚口線、寝屋川大東線において、補償費算定及び用地交渉等を実施 <地域防災力の向上> ・防災講座や防災マップ作成のためのワークショップ開催など地域への働きかけを実施 ・暮らしやすいまちづくり ・公共用地の活用策、空き・空地の実態や活用策などの調査・検討を実施 <密集事業の見える化> ・まちの「燃え広がりやすさ」や「逃げやすさ」を示した「密集市街地まちの防災性マップ」を作成し、防災講座等で活用	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
I	5	防火地域等の指定促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制 (防災街区整備地区計画等) の導入を働きかける。 	市町村において、防火・準防火地域の指定や防災街区整備地区計画等の防火規制の導入 ①指定建ぺい率60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 ②「地震時に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入	①H29:約7割 (H26:約6割) ②H29:9地区/11地区	市町村において、防火・準防火地域の指定や防災街区整備地区計画等の防火規制の導入した。 ①指定建ぺい率60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 (東大阪市他3市において防火・準防火地域の指定面積拡大) ②「地震時に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入 (守口市他2市において、防災街区整備地区計画導入)	①H29:約7割 (H26:約6割) ②H29:9地区/11地区	②	都市整備部	市町村において、防火・準防火地域の指定拡大 ①都市計画マスタープランで位置付けのある市町村に対して、防火・準防火地域の指定拡大を推進するよう引き続き働きかけを行う。 (大阪府市町村都市計画主管課長会議や都市計画マスタープラン改定時に市町村に対して、防火・準防火地域の指定を働きかけ) ②地震時に著しく危険な密集市街地で防災街区整備地区計画等の防火規制について残る2地区の導入に向け積極的に働きかける。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I	6	消防用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを市町村に働きかける。 -耐震性防火水槽の整備促進 -ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用 	①市町村において、耐震性防火水槽等の整備促進 ②市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組み防災協定の締結促進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①市町村において、耐震性防火水槽等の整備を行った。 ②市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組み防災協定を締結した。	①H29:5239基 H28:4809基 H27:4297基 ②H29:9協定 (H27:5協定)	②	危機管理室 環境農林水産部	①耐震性防火水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。 ②各地域の土地改良区と連携して、防災利活用協定の締結を促進 ○農空間保全委員会を活用し、市町村に対して防災利活用協定の締結を促進働きかけ。農空間保全委員会 → 17回/年 (対象市)	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I	7	地下空間対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、水防法に準拠した、避難確保・浸水防止計画の作成や避難誘導等の訓練、地下出入口の止水対策等の着実な実行を施設管理者に働きかける。 	全施設管理者において、「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の実施を働きかける	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	施設管理者の「避難確保・浸水計画」の作成や避難誘導等の訓練が実施されるよう、大阪市地下空間浸水対策協議会 (府も参画) で、「大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画」や「中之島地区、淀屋橋・北浜地区地下空間浸水対策計画」が策定された。	2地区策定	②	危機管理室	大阪市地下空間浸水対策協議会等の場を活用して、施設管理者の「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策等が促進されるよう働きかける。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I	8	ため池防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施 (H23から実施中) を進めており、平成27年度に「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定した。 ◆同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施。 ◆また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。 	①対象ため池耐震診断の実施 ②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知	①100箇所 ②100箇所	①対象ため池耐震診断の実施を行った。 ②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知した。 ③新たに「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」をH27に策定した。	①132箇所 ②102箇所	①	環境農林水産部	①ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施 ○診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施 ②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用	①81箇所 ○2箇所 ②60箇所	I
I	9	防災農地の登録促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地」の登録を促進する。 	市町村と連携して、防災農地の登録促進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	市町村と連携して、防災農地の登録を行った。	8市町にて防災農地登録	②	環境農林水産部	○農空間保全委員会を活用し、防災農地の登録制度を促進 農空間保全委員会 → 17回/年 (対象市)	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間) の目標		平成27～29年度 (集中取組期間) 実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定 (○は新たな取組)		分類
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
I 10	府有建築物の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～37)」において示す耐震化への取組の基本的な考え方を踏まえ、「府有建築物耐震化実施方針」を改定し、耐震化対策を実施する。 	「府有建築物耐震化実施方針」の改定及びそれを踏まえた耐震化の推進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	「府有建築物耐震化実施方針 (H18～27)を改訂した、「新・府有建築物耐震化実施方針 (H28～37)」をH28.8月に策定し、耐震化の推進を図った。	耐震化率 ①災害時に重要な機能を果たす建築物 ②府営住宅 ③その他の一般建築物	②	全部局	※「南海トラフ地震対応強化検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です 「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進 ①災害時に重要な機能を果たす建築物 耐震化率100%の達成に向け耐震化を実施 ②府営住宅 「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき耐震化を推進 (耐震改修事業、建替事業等) ③その他の一般建築物 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 11	学校の耐震化 (府立学校、市町村立学校、私立学校)	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、児童、生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン (H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成27年度までに、府立学校 (高等学校、特別支援学校) については、耐震化率100%をめざす。 また、平成28年度以降については、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (大阪府耐震改修促進計画H28～37)」に基づき、以下の取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校(小中学校等)については、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。 私立学校については、平成32年度までに、耐震化率が95%以上となるよう、学校設置者 (学校法人等) に対して耐震化を働きかける。 吊り天井等、非構造部材の耐震化についても、府立学校において、平成30年度完了に向け、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。 	耐震化率の向上を目指す <府立学校> ①高等学校 ②支援学校	耐震化率 <府立学校> ①H27:100%(H25:93.6%) ②H27:100%(H25:88.9%)	<府立学校> ①高等学校 ②支援学校 <市町村立学校> ③小中学校 ④幼稚園 <私立学校> ⑤小中学校 ⑥高等学校 ⑦幼稚園 ⑧専修学校	①H27:100%(H25:93.6%) ②H27:100%(H25:88.9%) ③H29:99.7%(H25:89.5%) ④H29:89.0%(H25:72.4%) ⑤H29:94.1%(H25:77.7%) ⑥H29:83.0%(H25:65.6%) ⑦H29:84.5%(H25:68.7%) ⑧H29:89.7%(H25:65.7%) *5ヶ年1度の全国調査による	②	住宅まちづくり部 教育庁	市町村立学校 (小中学校等) については、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略」の府民みんなで目指そう値を目標に、公立学校期成会 (公立学校施設設置者で構成会議) 等の場を利用して働きかける。また、私立学校に対しては、国の私立学校施設整備費補助金の活用を促し、耐震化を働きかける。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 12	病院・社会福祉施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院、社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (大阪府耐震改修促進計画H28～37)」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用を図る等、耐震化の促進を働きかける。 	所有者において、病院、社会福祉施設の耐震化の促進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	建物所有者に、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を働きかけた。 ①社会福祉施設 ②病院 (うち災害拠点病院)	①H28:86.1%(H26:84.8%) ②H29:64.5%(H26:58.3%) (H29:73.7% (H26:72.2%))	②	福祉部 健康医療部 住宅まちづくり部	国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 13	民間住宅・建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、民間住宅、建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (大阪府耐震改修促進計画H28～37)」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組による木造住宅の耐震化、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。 また、民間住宅、建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組が進められるよう、確実な普及啓発を進める。 	①昭和56年以前の開発地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区や公共性の高い建築物等を優先した耐震化の促進を図る。 ②所有者への個別訪問やダイレクトメール等による普及啓発による耐震化に関する意識向上	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①昭和56年以前の開発地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区の中から、3市4地区で耐震化促進の取組を重点的に実施した。 また、公共性の高い建築物等を優先した耐震化の働きかけを行った。 ②所有者への個別訪問やダイレクトメール等による普及啓発による耐震化に関する意識向上を図るため、合計14万戸に対し確実な普及啓発を実施した。	取組実績は左記のとおり	②	住宅まちづくり部	①地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (大阪府耐震改修促進計画H28～37)」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組による木造住宅の耐震化、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。 ②民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組が進められるよう、確実な普及啓発を進める。 ○「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会」が実施する意識啓発セミナーや相談・実務アドバイザーの派遣、さらに「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」による耐震化の初動期から工事の実施に至るまでのトータルサポートについて、分譲マンション管理組合にD表や個別訪問等により情報提供する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 14	住宅の液状化対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、平成26年度に府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置し、相談事務を行う。 	大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に相談窓口を設置し、相談事務を実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に相談窓口を設置し、相談事務を実施した。	-	②	危機管理室 住宅まちづくり部	引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に設置した相談窓口において、相談を実施	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 15	的確な避難勧告等の判断・伝達支援	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町において、津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達を行うためのマニュアルの策定、充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町の取組みを支援する。 	全ての沿岸市町においてガイドラインを踏まえたマニュアルの策定・改訂されるよう働きかけを行う。	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①沿岸市町全てで、津波の避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定した。(対象14市町) ②沿岸市町のマニュアルの策定・充実に向け、市町との意見交換を実施、その後策定された国の「避難勧告等に関するガイドライン」(H29.1)に対する府の地域特性を踏まえた考え方について説明会を開催し、市町の取組みを支援した。(H29.6)	①14市町	②	危機管理室	九州北部豪雨災害や平成29年台風21号の対応状況を踏まえ、各市町村にアンケート調査を実施し、マニュアルの充実が図られるよう支援する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 16	地震ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、市町村に対して、地震ハザードマップの作成、改訂及びそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。 	①全市町村において地震ハザードマップの作成・改訂 ②市町村において地震ハザードマップの住民への周知及び同マップを活用した避難訓練の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①市町村に事例紹介を行うなど、地震ハザードマップの作成・改訂を働きかけた。 ②市町村において地震ハザードマップを活用した避難訓練の実施について、市町村連絡会議において取組を依頼した。 ③市町村に対して、地震ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や耐震化意欲の向上を図るため周知を働きかけた。	①全市町村でハザードマップ作成 ②全市町村で訓練実施	②	危機管理室 住宅まちづくり部	①市町村に事例紹介を行うなど、地震ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかけ。 ②市町村に対して、地震ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や耐震化意欲の向上を図るため周知を働きかけ。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 17	津波ハザードマップの作成支援・活用	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町のうち、既に12市町において津波ハザードマップを作成しており、残る2市町においても、集中取組期間中に津波ハザードマップ作成を働きかける。 また、住民の防災意識の向上と的確な避難行動につなげるよう、沿岸市町に対して、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。 	沿岸市町において津波ハザードマップの作成及び同マップを活用した避難訓練の実施 H26:12市町/対象14市町	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	全沿岸市町のハザードマップの作成が完了。各種説明会や研修会の場を活用し、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかけた結果、対象14市町で訓練を実施した。	全沿岸市町のハザードマップ作成、対象市町で訓練実施	②	危機管理室 都市整備部	沿岸市町に事例紹介を行うなど、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 18	堤外地の事業所の津波避難訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> 津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。 	対象となる全事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	全346事業所で津波避難計画が策定された。また、本計画に基づく避難訓練を実施を働きかけた。	全346事業所で津波避難計画策定	②	都市整備部	津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 19	沿岸漁村地域における防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。 	①一時避難地 (耐震性防火水槽を含む) の整備をH28に完了 ②一時避難地を活用した避難訓練等の実施	①H28:2箇所 (H26:0箇所) ②左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①一時避難地 (耐震性防火水槽を含む) の整備を行った。 ②一時避難地を活用した避難訓練等の実施を働きかけた。	①H28:2箇所 (H26:0箇所)	②	環境農林水産部	一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を働きかけ	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間)の目標		平成27～29年度 (集中取組期間)実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定 (◎は新たな取組)		分類
			取組目標	取組指標	取組指標	取組指標			取組目標	取組指標	
I 20	船舶の津波対策の推進	◆港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらをとらめられた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。	①民間事業者にマニュアル策定を働きかけるとともに、策定されたマニュアルを活用した訓練に参画	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①民間事業者において対応マニュアルの策定完了した。 ②同マニュアルを活用した訓練への参画した。	①全8事業所 ②年1回の訓練に参画	②	危機管理室 都市整備部	※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組内容の見直しを行う予定です 年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。	年1回の訓練に参画	IV
I 21	石油コンビナート防災対策の促進	◆「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ、必要な支援を行う。 <ハード対策例> ・油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置 ・危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高 (下限)の見直し ・泡消火薬剤の計画的な備蓄 など <ソフト対策例> ・津波避難計画の作成・見直し ・防災訓練の充実 ・津波避難情報の提供 など	①特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組を促進 ②特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了 (H28年度) ・浮き屋根式タンク (対象114基) ・準特定タンク (対象142基)	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①第1期対策計画 (H27～29年度)に基づき、特定事業者の防災対策への取組を促進した。また、新たに第2期対策計画 (H30～32年度)を策定した。 ②特定事業者の危険物タンクの耐震基準適合完了 ・浮き屋根式タンク 113基完了/114基 <参考> ・休止中 1基 (耐震工事は再稼働に合わせて実施予定) ・準特定タンク 142基完了/142基 ③特定事業者以外の事業者、南海トラフ巨大地震を想定したワークショップ等を開催し、自主的な津波避難計画の作成を促進。 堺東北臨海地区の5組合 (114社)を対象にワークショップを開催し、77社97名が参加した。	取組実績は左記のとおり	②	危機管理室	①特定事業者による対策計画の進行管理 ・第1期対策計画の実績をとりまとめ公表する。 ・第2期対策計画の着実な実施を促進 ②津波避難計画作成ワークショップの開催 (60社) ③津波避難情報提供システムの整備 (9月整備、10月試験運用)	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 22	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	◆地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。 ◆先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。	津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①自主防災組織のリーダー育成研修を実施した。 ②災害時 (津波) 避難用資機材の配備	①H27～29:1,416人 ②H26～28:10市町,494団体	②	危機管理室	市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を8カ所で開催し、地域特性など実践に役立つ研修内容に充実を図るなど、リーダーの育成を支援	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
I 23	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	◆消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用した、消防団活動を支援する。 ◆あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組みとして、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組み、平成26年度に試行実施、平成27年度から本格実施する。 ◆また、全ての市町村で消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が行われるように働きかける。	①全市町村において消防団の装備等の整備 ②自主防災力強化に向けた消防学校において教育訓練の内容改訂と実施 ③全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①全市町村において消防団の装備等の整備 (H26～H28) ②地域防災基金を活用した大阪府消防大会に出場する消防団への訓練資機材整備補助 ③消防学校における中堅幹部団員教育訓練の内容改訂と実施した。 ④全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練を実施した。	①全市町村にて整備完了 ②H29:350千円、14団体	②	危機管理室	②地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実 ③消防学校における教育訓練の実施 ④住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施について、実施状況を調査するなど市町村に継続的な実施を働きかける。 ⑤地域防災基金原資の確保	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 24	地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援	◆消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、平成27年度からの3年間 (集中取組期間中)に、女性が扱いやすい資機材の整備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。 ◆また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防団法大会に出場する女性消防団員の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。	①女性分団の設置等による女性消防団員の加入促進 ②救命処置等の能力向上のため、全女性消防団員を対象とした講習の実施	①H29:262人 (H26:195人) (全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等)	①女性分団の設置等による女性消防団員の加入を促進した。 ②救命処置等の能力向上のため、女性消防団員を対象とした講習の実施した。 ③地域防災基金を活用し、全国女性消防団法大会に出場する女性消防団員の訓練資機材の整備補助を実施した。	①H29:223人 (H26:195人) ②H27:3回実施 ③H29:435千円、1団体	②	危機管理室	①女性団員の活躍 P R 等による女性消防団員の加入促進 ②地域防災基金の活用による女性消防団員の訓練活動の充実	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 25	地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進	◆消防団に対する府民理解を促進するため、平成27年度からの3年間 (集中取組期間中)に、消防団活動の P R (映像制作やポスター・コンクール)等の普及啓発、理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。	①消防団活動に対する府民理解の促進 ②市町村において、「消防団協力事業所表示制度」の導入・促進 ③消防団への加入促進 (府内消防団員約10,000人を維持)	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①消防団活動に対する府民理解の促進した。 ・H27 消防団活動 P R のための動画 (Youtubeにも掲載) ・ポスター (5,100枚)の製作 ②市町村において、「消防団協力事業所表示制度」の導入・促進した。 H26.4:5市町 → H29.4:8市町 ③消防団への加入促進 (府内消防団員約10,000人を維持)した。 H26.4:10,482人 → H29.4:10,502人	取組実績は左記のとおり H29:4回	②	危機管理室	①消防団活動への府民理解の促進 ・民間企業との公民連携による P R を実施 ②市町村に対する消防団員の加入促進実態調査を実施。 ・府内消防団員約10,000人を維持	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 26	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	◆風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。 ◆また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。	①水防団への加入促進 (府内水防団員約6,000人を維持) ②全水防団において、住民や自主防災組織と連携した防災訓練の実施 ③津波防備施設の閉鎖訓練などの防災訓練の実施・充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①市町村と連携し、地域での催しやホームページ等で団員の加入を周知した。 ②住民や自主防災組織と連携した防災訓練を実施した。 ③津波防備施設の閉鎖訓練などの防災訓練を実施した。	①H29:6343人 ②H27:4回、H28:5回 H29:4回 ③H27:7回、H28:7回 H29:7回	②	都市整備部	①水防団への加入促進 (府内水防団員約6,000人を維持) ②全水防団において、住宅や自主防災組織と連携した防災訓練の実施 ③津波防備施設の閉鎖訓練などの防災訓練の実施・充実	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 27	津波防備施設の閉鎖体制の充実	◆津波による浸水を防ぐとともに、津波防備施設 (水門、陸開等)の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防備施設の閉鎖体制の充実を図る。	①市町村と連携した訓練の実施 ②訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証 (H27)及び見直し	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①市町村と連携した訓練を実施した。 ②訓練を踏まえて操作・退避ルールを見直しした。	①H27:6回、H28:10回 H29:5回	②	都市整備部	市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I 28	学校における防災教育の徹底と避難体制の確保	◆児童、生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実を図る。 ◆引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。 ◆とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町村立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。 ◆私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。	全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校における避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	訓練実績 (回数:実績/対象)	取組実績は左記のとおり	②	教育庁	全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
I 29	府民の防災意識の啓発	◆府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動が取り組めるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。 ◆また、府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策を検討する。	①防災に関する講習会の開催 ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実	①年24回 ②左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①防災に関する講習会の開催した。 ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図った。 ③包括連携協定企業等と連携した啓発活動の実施した。 ④DVD等の貸出しを行った。	①180回 ③5社、7回 ④278団体、701本	②	危機管理室	①防災講演会の実施 ②府のホームページ等の広報内容の点検・充実 ③包括連携協定企業等と連携した啓発活動の実施 ④防災学習教材等の充実 ⑤府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策の検討	①年24回以上 その他は左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I

学校種別	H27	H28	H29	
府立	188 / 188	200 / 200	201 / 201	
市町村立	小学校	614 / 614	602 / 602	603 / 603
	中学校	290 / 290	285 / 285	286 / 286
	高等学校	4 / 4	4 / 4	4 / 4
	特別支援学校	1 / 1	1 / 1	1 / 1
私立	義務教育学校	-	-	2 / 2
	小学校	16 / 17	17 / 17	17 / 17
	中学校	46 / 63	48 / 63	50 / 63
高等学校	70 / 103	75 / 104	78 / 106	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間) の目標		平成27～29年度 (集中取組期間) 実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定 (○は新たな取組)		分類
			取組み目標	取組み目標	取組み目標	取組み目標			取組み目標	取組み目標	
I 30	津波・高潮ステーションの活用	◆津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、平成26年度から「津波・高潮ステーション ダイナミック (津波災害体感シアター)」の一部映像をインターネット配信している。 ◆引き続き、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。	①関係機関と連携したイベントの開催 ②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①府政学協会、気象台と連携した実験講座、防災グッズ展、大学生と連携した防災イベント及びびぼう祭の集いなどイベントを開催した。 ②ミニFMとのコラボや、フェイスブック等のSNSサイトによる府民への情報発信を開始した。 ③館内コンテンツの多言語化を実施した。	①イベント開催回数 14回	②	都市整備部	①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実 ②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I 31	防災情報の収集・伝達機能の充実	◆地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムを運用するとともに、機能の充実を図っていく。 ◆あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。	防災情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①大阪府防災情報システムの改修を行った。 <主な内容> ・複数地区への避難勧告等への対応 ・市町村域を越えた避難所 ②防災情報メールを活用し、災害協定に基づく民間の防災アプリへの情報提供による伝達方法の充実を図った。 ③おおさか防災ネットを改修した。 <主な内容> ・おおさか防災ネット (HP) の即時多言語化 (英・中・韓)	-	②	危機管理室	防災情報の収集・伝達体制の充実 ・防災情報充実強化協議会等で、府内市町村との防災情報にかかる意見徴収の実施。 ・SNS等の府民からの情報の活用方策を検討。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I 32	メディアとの連携強化	◆地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」のさらなる活用を図るとともに、Lアラートとの連携強化等により、メディアとの連携体制の充実強化を図る。	①かんさい生活情報ネットワークへの加入者の拡大 ②情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①防災情報充実強化協議会等で、府内市町村に対して、かんさい生活情報ネットワークへの加入を働きかけを行うとともに、おおさか防災ネットの更新時に、Lアラート掲載情報の訂正取消機能を追加するなど情報の強化を行った。 ②おおさか防災ネットの正常な機能を維持するため保守を行った。 ③システムの更新に向けて必要な情報を収集整理し、検討のうえシステム更新 (ホームページの外国語対応の充実など) を行った。(～H29) ④防災情報メールを活用したYahoo!防災速報を通じた情報発信を開始した。(H29.10～)	-	②	危機管理室	防災情報の収集・共有・伝達体制の充実 ・かんさい生活情報ネットワークを活性化の方策検討とその実施。 ・Lアラート等の関係機関との意見交換の実施。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I 33	津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達	◆地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の観水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設 (スピーカー) を平成28年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。	①津波情報伝達施設の整備完了 ②適切な運用	①H28:完了	①津波情報伝達施設の整備が完了した。 ②適切な運用を行った。	①H28:67箇所	②	環境農林水産部 都市整備部	津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
I 34	大阪880万人訓練の充実	◆地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練 (災害伝達訓練)」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。	①毎年大阪880万人訓練の実施と検証及び訓練内容の充実 ②企業等との運動訓練等の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①毎年9月5日に大阪880万人訓練を実施し、「おおさかQネット」を通じて、府民にアンケート調査を行い、訓練検証を行い、翌年の訓練に反映した。 ②訓練実施にあたり、沿岸市町や企業等に対し、連携訓練への参加を呼びかけ訓練を実施した。	-	②	危機管理室	①自らの身を守る行動を反射的かつ確実に行えるよう訓練内容の検証を行いながら、訓練を繰り返し実施。 ②特色ある運動訓練を積極的に発信し、地域や企業などでの取り組みが広がるように努める。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
I 35	「逃げる」防災訓練等の充実	◆地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。	①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベント	①年3回以上 ②年2回以上 ③年18回以上	①近畿府県及び国と連携した総合訓練実施した。 H27:4回、H28:3回、H29:3回 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練を、毎年2回以上実施した。 H27:11回、H28:3回、H29:2回 ③市町村や防災関係機関等と連携した各種防災イベントを行った。 H27:46回、H28:84回、H29:108回 ④ライフライン企業等と連携した訓練を平成29年度に2回実施した。	取組実績は左記のとおり	②	危機管理室 都市整備部	①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベント	①年3回以上 ②年2回以上 ③年18回以上	I
I 36	「避難行動要支援者」支援の充実	◆地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。 ◆市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。	全市町村において避難行動要支援者支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿の作成	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①市町村を対象にした避難行動要支援者支援に関する取組事例研修を開催した。 ②自主防災組織のリーダー育成研修に、避難行動要支援者支援に関する内容を取り入れ、市町村における避難支援等関係者の確保等の支援を行った。 ③全市町村(43市町村)において避難行動要支援者名簿の作成が完了した。	-	②	危機管理室 福祉部	①全市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用が進むよう、事例紹介を行うなど支援。 ②自主防災組織のリーダー育成研修の内容に避難行動要支援者支援等をとりあげる	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
I 37	医療施設の避難体制の確保	◆地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者等が、津波等から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。特に、先進事例の紹介などにより、災害拠点病院のBCP策定をサポートする。 ◆また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) 及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。	①医療施設において、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ②広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①医療施設において、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練を実施した。 ②広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実を図った。 ③災害拠点病院のBCP策定を支援した。 ・病院災害対策マニュアルの策定 ・病院避難訓練	③ H29:74.3%(H26:66.3%) H29:41.2%(H26:31.5%)	②	健康医療部	①医療機関に対し、サンプル等を示しながら、災害対策マニュアルの策定率向上及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施の促進を図る。毎年開催する救急告示病院向けの説明会やアンケート調査等を通じて周知を行う。 ②訓練や研修等を通じ、広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・伝達体制の充実を図る。 ③災害拠点病院のBCP策定率向上に向けて、随時進捗状況を確認しながら促進を図る。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 38	社会福祉施設の避難体制の確保	◆社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。 ◆また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、「社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドライン」に基づく社会福祉施設間における連携が強化されるよう支援する。	①津波浸水想定区域内の社会福祉施設等において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ②「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①施設集団指導時等 (年2回) や社会福祉協議会各施設部会 (4部会) において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施を働きかけた。 ②「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成に向け、府社会福祉協議会と毎年度協議を実施。府社会福祉協議会の意見も踏まえ、大阪府において社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドラインを作成した。	-	②	福祉部	①対象となる施設のうち、府所管施設については、マニュアルの策定状況等を調査し、策定が進むよう働きかけを行う。 ②「社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドライン」に基づいて、施設職員に対する研修等を府社会福祉協議会と連携して実施する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
I 39	在住外国人への情報発信充実	◆地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。	全市町村において、防災手引き等の多言語版の作成、在住外国人への配布、市町村ホームページへの掲載	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①平成27年度に在住外国人向け防災ガイド・多言語版 (英日・中日・韓日版) を作成した。 ②平成28年度に越日・比日版を作成し、市町村における多言語版防災ガイド等の作成の際に活用してもらえよう周知を図った。 ③平成29年度は、西日・葡日・泰日版を作成 作成市町村 H26:26市町 → H27,28:29市町 (うちH27→H28 対応言語数増加2市) ④多言語版防災手引き等の在住外国人への配布した。 ・住民登録等で市町村窓口を訪れた機会等を利用して配布 ⑤多言語版防災手引き等の市町村ホームページへの掲載した。 ・H29:33市町 自動翻訳による場合を含む	取組実績は左記のとおり	②	危機管理室 府民文化部	残り14市町村に対し、防災手引き等の多言語化等が完了するよう引き続き働きかける	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅠ】巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- Ⅰ 定量的指標による管理
- Ⅱ 取組内容の達成状況による評価
- Ⅲ 府の取組内容の達成状況による評価
- Ⅳ 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容（新APより抜粋）	平成27～29年度（集中取組期間）の目標		平成27～29年度（集中取組期間）実績		進捗 評価	担当部局	平成30年度の取組み予定(○は新たな取組)		分類
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
I 40	外国人旅行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。 	必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進した。 ・緊急時情報ポータルサイトの開設・広報 ・帰国に向けた支援フローの策定 ・外国人旅行者安全確保マニュアル（仮称）の策定 ②関西広域連合の「帰宅支援に関する協議会」において、外国人旅行者の安全にも配慮した取組みとして、関西圏における大規模災害発生時の「災害時外国人観光客対策ガイドライン」策定に向けた検討を開始した。 	-	②	危機管理室 府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です 国の知見や府内市町村、観光関連事業者の意見等を踏まえ、支援フロー及びマニュアルの更新を図るとともに、緊急時に必要となる情報発信の内容の充実と認知度向上に取り組む。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
I 41	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 ◆また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。 	所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断 国指定 H27:100% → H29:100% 府指定 H27: 8% → H29:18% ②自動火災報知設備 国指定 H27:100% → H29:100% 府指定 H27:66% → H29:70% ③消火設備 国指定 H27:65% → H29:67% 府指定 H27:26% → H29:30% ④消火・避難訓練の市町村における実施率 H27:90% → H29:90% 	取組実績は左記のとおり	②	教育庁	所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅳ

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容（新APより抜粋）	平成27～29年度（集中取組期間）の目標		平成27～29年度（集中取組期間）実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定（◎は新たな取組）		分類	
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標		
II	42	災害医療体制の整備	◆厚生労働省通知及びH29内閣府訓練結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。 <初動期> ◆地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院（17箇所19病院）での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うDMAT（日本DMAT隊57隊）出動態勢の確保に万全を期す。 <中長期> ◆また、医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネーター機能の整備・充実を図る。	医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネーター機能の整備	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネーター機能の整備を行った。 ①H29大規模地震時医療活動訓練に他府県DMAT隊の受入を行った。 ②災害医療コーディネーターを委嘱した。	①143隊 ②H29 災害拠点病院 17名 医師会 3名 計20名	②	健康医療部	※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です ◎厚生労働省通知及びH29内閣府訓練結果を踏まえ、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を図る ◎災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討する ◎災害時小児周産期JLJンや透析リJン関係者など、幅広い分野から災害医療コーディネーターを新たに選定する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	43	SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化	◆地震等の大規模災害時に、傷病者を被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。 ◆関西国際空港や大阪国際空港においても、訓練等を通じ、SCU設置場所を検討するとともに、体制整備を目指す。 ◆また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。	①関西国際空港、大阪国際空港においてSCUの体制整備 ②空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制の確保	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①関西国際空港、大阪国際空港においてSCUの体制整備を検討（H29）した。 ②空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制を確保し、各空港ごとにSCU協議会を設置した（H26、H27）	-	②	健康医療部	①関西国際空港、大阪国際空港におけるSCUの体制の整備を検討 ②空港ごとに関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成するなど、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討 ③八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	44	医薬品、医療用資器材の確保	◆地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。 ◆引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。	備蓄品の品目、数量の点検と確保	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。	-	②	健康医療部	備蓄品の品目、数量の点検と確保	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	45	広域緊急交通路等の通行機能確保	◆通行機能確保 ・地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援助物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、H32年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。 ・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。 ◆沿道建築物の耐震化 ・耐震診断の義務化対象建築物については、平成28年度末までに耐震診断を終了するとともに、平成30年度までに耐震改修等の完了を働きかける。 ◆信号機電源付加装置の整備等 ・緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その必要性を踏まえた計画的な整備を進める。 ◆無電柱化の推進 ・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 ◆遊難路等として活用できる基幹的農道の整備 ・地震発生後に、農村地域からの遊難や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、遊難路、輸送路として活用できる農道を整備する。 ◆耐震強化岸壁の整備 ・地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるように、国に整備を働きかける。	①通行機能確保 ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 H26:345橋 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備（対象41.2km） H26:0km ②沿道建築物の耐震化 耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断 耐震改修等 ③信号機電源付加装置の整備等 停電信号機への電源供給/バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点14路線等） ④H29:16.7km (H26:13.5km) ⑤H29:1.25km (H26:0km) ⑥耐震化岸壁の整備 国に整備を働きかける。	①耐震化 H29:395橋 道路 H29:24.8km ②左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価 ③左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価 ④H29:16.7km (H26:13.5km) ⑤H29:1.25km (H26:0km) ⑥左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①通行機能確保 ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化を図った。 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備を行った。 ②沿道建築物の耐震化 ・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断、耐震改修等 ・耐震診断の結果を公表した。（H30.3） （大阪府は今後公表予定） ・所有者に対し、個別訪問等により耐震改修等の働きかけを実施した。 ③信号機電源付加装置の整備等 停電信号機への電源供給/バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点14路線等）を行った。 ④無電柱化の推進を図った。 大阪府無電柱化推進計画を策定（H30.3） ⑤基幹的農道の整備を行った。 ⑥耐震化岸壁の整備について国に働きかけた。	①耐震化 H29:374橋 道路 H29:24.8km ②公表 135棟/対象149棟' ③ - ④H29:16.7km (H26:13.5km) ⑤H29:1.25km (H26:0km) ⑥ -	②	危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部	①通行機能確保 ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 ②沿道建築物の耐震化 ・命令を行った耐震診断未実施の所有者に対して督促を行う ・診断の結果、耐震性を有しない建築物の所有者に対し改修を引き続き働きかけを継続する ・H31年度以降の取組みについて検討 ③信号機電源付加装置の整備等 ・停電信号機への電源供給/バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点14路線等） ④無電柱化の推進（0.8km） ⑤基幹農道の整備 ⑥耐震化岸壁の整備 耐震化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるように、国に整備を働きかける。	①耐震化 23橋推進中 （H30:385橋） 道路 16.4km推進中 （計26.3km整備予定） ②左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価 ③左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価 ④ - ⑤H30:3.89km ⑥左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
II	46	鉄道施設の防災対策	◆地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援助物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。 ・広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化 ・乗降客数1万人/日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化 ・南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策	①鉄道施設等の耐震診断（対象50箇所）と対策の実施 ②鉄道駅舎の耐震診断（対象25駅）と対策の実施 ③地下駅等の浸水対策の検討（対象10駅）と対策の実施	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①鉄道施設等の耐震診断と対策を実施した。 ②鉄道駅舎の耐震診断と対策を実施した。 ③地下駅等の浸水対策の検討と対策を実施した。	①診断 43/50箇所 (実施中6箇所) 耐震性の確保 23/50箇所 (実施中14箇所) ②診断 25/25駅 耐震性の確保 15/25駅 (実施中9駅) ③対策の検討 10/10駅 耐震波性の確保 7/10駅 (実施中2駅)	②	都市整備部	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施 ③地下駅等の浸水対策の実施	①対策5箇所（1箇所H30完） ②対策2箇所（今後も継続） ③対策1駅完了	III
II	47	迅速な道路啓開の実施	◆地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。	関係機関と連携した道路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた道路啓開体制等の充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①関係機関と連携した訓練を年1回実施した。 ②道路啓開マニュアルを策定（H28.9）した。	-	②	都市整備部	H29に設立された大阪府域道路啓開会議にて、道路啓開に関係機関と連携した道路啓開訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	48	迅速な航空路啓開の実施	◆地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航空路啓開による航空路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航空路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航空路啓開体制等の充実を図る。	関係機関と連携した航空路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航空路啓開体制等の充実	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	関係機関と連携した訓練を年1回実施し、検証及びそれを踏まえた航空路啓開体制等の充実を図った。	-	②	都市整備部	関係機関と連携した航空路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航空路啓開体制等の充実を図る。	航空路啓開訓練回数 1回	II
II	49	大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）	◆大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受入が行えるよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。 ◆地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上等に上空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。	全市町村で1箇所以上ヘリサインの整備	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①H29年度末で、大阪府下43市区町村のうち39市町村にて、それぞれ1箇所のヘリサインを整備した。 ②応援受援計画を、訓練を通じて検証を図ったうえで、H29年度に策定した。	取組実績は左記のとおり	②	危機管理室	①市町村や関係府局などに対するヘリサイン整備が進むよう働きかけ、30年度末に全43市町村に1カ所以上のヘリサインを整備。 ②受援計画に基づく訓練や国の動向も踏まえ、受援計画の充実を図る。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容(新APより抜粋)	平成27～29年度(集中取組期間)の目標		平成27～29年度(集中取組期間)実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定(◎は新たな取組)		分類	
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標		
II	50	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果(H26実施)等を踏まえ、H27年度中に家庭、企業、事業者、行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。 ◆その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達、確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。 ◆集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①H27年度中に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定し、H28年度以降、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める ②各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①H27年12月に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を取りまとめ、H28年度より備蓄物資を増強した。また、燃料について、災害時における燃料等の優先供給等を定めた「災害時における燃料供給等に関する協定」を締結した。 ②大規模災害時に府や市町村の備蓄物資や国等から寄せられる救援物資等を、避難所に円滑に配送するため、配送体制や手順等を示した、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」をH29.3に作成し、H30.3には地震想定を追加し改定を行った。 	-	②	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ①「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づく訓練の実施と必要に応じたマニュアルの改定。 ②集配体制の強化を図るため、ワークリートの追加配備等を行うとともに、民間事業者との連携を図る。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	51	水道の早期復旧及び飲用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <水道の早期復旧> ◆大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。 ◆また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後40日まで要するとして復旧期間について、30日以内までの短縮をめざす。 <飲用水確保> ◆地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 断水期間について、最長発災後40日間の断水を30日以内までの短縮をめざし、水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間での連携の強化を図る。 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①全事業者に対し毎年実施している水道事業計画ヒアリングにおいて、水道施設・管路の更新・耐震化等について、国庫補助の活用しつつ積極的かつ計画的に実施していくよう助言を行った。 ・基幹管路耐震適合率 37.8% (H26) →42.0% (H28) ②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけの状況等について確認の上、助言を行った。 ・耐震化計画での記載 18/43事業所 (H26)→21/43事業所 (H28) ③毎年実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際に、水道(用水供給)事業者間での連携の強化の必要性について周知した。 ④締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、企業団市町村が参加する震災対策合同訓練(10月)を行う等、横断的な訓練を通じて連携強化に努めた。 	取組実績は左記のとおり	②	健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> ①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設・管路の更新・耐震化等の状況聞き取り、積極的かつ計画的に実施していくよう、引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対し、策定を指導 ②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけ、飲料水の確保対策を進めていくよう助言 ③毎年1回実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際などに、水道(用水供給)事業者間での連携の強化の必要性について周知を継続。 ④締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、横断的な訓練(年1回)を実施し、連携強化を図る。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
II	52	井戸水等による生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるよう働きかける。 ◆また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時協力井戸の登録事業の促進 ②ホームページによる事業周知及び登録情報の提供 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。 ②災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら、井戸所在情報を発信した。 	①H29:1466箇所	②	健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> ①生活用水の確保を図るための災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけ ②災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新、登録情報の再確認 ◎適宜、市にも情報照会を行いながら、井戸所在情報を発信 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
II	53	避難所の確保と運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、集中取組期間中に、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。 ◆スムーズな避難誘導や避難者のQOL確保等に向け、府として、既に、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。 ◆また、平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、集中取組期間中に同指針を改訂するとともに、「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①全市町村において必要な避難所の指定 ②全市町村に対して、避難所運営マニュアル策定、訓練、改定を働きかける 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①全市町村において避難所指定を行った。。 ②全市町村に対して、避難所運営マニュアル策定、訓練、改定を働きかけた。 ・大阪府避難所運営マニュアル作成指針について、平28年熊本地震の対応等を踏まえて改訂する予定である旨を周知し、改訂予定の内容を研修会で解説した(H28.8開催) ・研修会で大阪府避難所運営マニュアル作成指針を解説した際、訓練とその検証の実施について全市町村へ働きかけを行った(H28.8開催) ・マニュアル未策定の市町村にヒアリングを行い、合わせて早期作成を促した。(H28.11) ・全市町村において、避難所運営マニュアルの策定が完了した。(H29.1) ・大阪府避難所運営マニュアル作成指針を改訂した。(H29.3) 	①H28:2,755箇所 ②マニュアル策定43全市町村 訓練実施24市町村	②	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ◎多様化する避難形態への対応、住民の自主的な避難所運営の確立に向け市町村とともに検討し、大阪府避難所運営マニュアル作成指針並びに市町村避難所運営マニュアルの改訂につなげる。 ◎避難所運営体制の確立に向け、市町村に避難所開設訓練実施の働きかけ。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
II	54	福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所(二次的避難所)の指定を働きかけているが、平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、集中取組期間中に、全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。 ◆また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。 ◆あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①全市町村において福祉避難所等の確保 ②福祉避難所(二次的避難所)の補完的体制の確立 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①大阪府避難所運営マニュアル作成指針を改訂し、各市町村に福祉避難所の指定促進を働きかけ、H29年3月末時点で、全市町村において福祉避難所514箇所を指定した。 ②福祉避難所開設訓練の実施、避難所ごとのマニュアル作成について市町村に働きかけた。 	①H29:全市町村514箇所指定 ②H28.8:研修会開催	②	危機管理室 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所運営の確立に向け市町村とともに検討し、大阪府避難所運営マニュアル作成指針並びに市町村避難所運営マニュアルの改訂にむけ市町村に働きかける。 さらに、災害発生時に社会福祉施設での要配慮者の緊急一時的な受入れ体制整備が進むよう、施設や市町村等に対して研修会等で、施設の防災対策全般に関して働きかけを行う。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
II	55	帰宅困難者対策の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、府内で就業する事業者、雇い手の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。 ◆平成26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。 ◆帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。 ◆府県を超えた「帰宅支援」については、関西広域連合等と調整しつつ事業者の協力等も得て、府県域をこえたシームレスな帰宅支援策を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅の抑制ガイドラインを踏まえた事業者における実行計画策定、具体的な備えの実施と、ターミナル駅周辺の混乱防止策・帰宅支援に関する対策の確立 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①経済団体等との連携により、企業に「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインを周知し、実行計画の策定を働きかけるとともに、取組企業の事例を把握・周知を図った。また、帰宅支援について、基本方針の策定に向け協議するとともに、広域対応として関西広域連合においてもガイドラインの策定に向けた検討を開始した。 ②大阪市のターミナル駅周辺対策を検討する協議会(府も参加)で、大阪駅などで「帰宅困難者対応マニュアル」を5地区で策定。 	-	②	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ①企業の防災計画に一斉帰宅の抑制の内容が反映されるよう、経済団体との連携により働きかけ。また、帰宅支援については、関西広域連合として策定するガイドラインを踏まえ、府の基本方針を策定し、応急対策に位置付けるとともに、訓練等を通じて対策の充実を図る。 ②府内企業の防災対策に関する実態調査を行うとともに、経済団体等も構成員とする協議会を設置し、一斉帰宅の抑制や主要ターミナル駅周辺の混乱防止策の促進方策を検討 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
II	56	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、府内の被災者の救出、救助等にあたる自衛隊、消防、警察等の支援部隊が集結、駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。 ◆後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づき府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。 ◆また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 H26:698.1ha ②後方支援活動拠点の配置の在り方検討 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①後方支援活動拠点等となる府営公園の整備を行った。 ②後方支援活動拠点の配置のあり方の検証結果を踏まえ、大阪府内全域での部隊展開を図るため、4公園の受入計画を追加した。あわせて、広域避難地を含め各公園の受入計画の見直しを図り、広域的支援部隊受入計画「第5版」「第6版」を策定した。 	①H29:701.7ha (H26:698.1ha)	②	危機管理室 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ①久宝寺緑地、鶴鈴池公園の整備 ②訓練を通じて広域的支援部隊受入計画を検証し、充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①H30:702.4ha ②左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価 	I

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 計画以上に進んでいる
② 概ね計画どおりに進んでいる
③ 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
II 取組内容の達成状況による評価
III 府の取組内容の達成状況による評価
IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間)の目標		平成27～29年度 (集中取組期間) 実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定 (◎は新たな取組)		分類	
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標		
II	57	DPATの編成等の被災者の こころのケアの実施	◆地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDに対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。 ◆被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPATの編成の充実を図る。	①こころのケアマニュアル改訂(H26) ②こころの健康に関する相談の実施体制の確保 ③DPATの編成	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①こころのケアマニュアルを、災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪府DPATガイドラインに改定した (H29.3)。 ②災害時等のこころの健康に関する相談にかかる人材養成を行った。 ③大阪府DPATの人材養成を行った。	②H27～H29:相談員113名に研修実施 ③H29:65名 (16隊)に研修実施 H28～H29:100名が災害等訓練に参加	②	健康医療部	①災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪府DPAT (H30年度より大阪府DPATから改称) ガイドラインを踏まえ、災害時に実際の活動に対応する者を対象とする大阪府DPAT活動マニュアルを新たに作成 ②保健所やこころの健康総合センターの職員 (ケースワーカー・保健師等) に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施 ③府内の医療機関の医師等に対して、大阪府DPATとして活動する隊員を養成するための研修を実施	②年1回開催 ③年1回開催	II
II	58	被災者の巡回健康相談等 の実施	◆地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。	府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の実施	年1回以上	①府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修を実施した。 ②大規模地震時における保健師活動の活動マニュアルを改定した。(H27) ③熊本地震における公衆衛生活動の報告会の実施(H28)、活動報告書の作成及び市町村等への配付を行った。(H29)	①H27:1回、H28:2回、 H29:1回	②	健康医療部	①府・市町村の保健師を対象として、演習を含めた実践的な健康危機管理研修を実施 ◎保健所における健康危機管理会議の活用による地域の関係機関との連携強化	①年1回以上	I
II	59	災害時における福祉専門職 等(災害派遣福祉チーム等)の 確保体制の充実・強化	◆「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」について、福祉避難所 (二次的避難所) の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣 (災害派遣福祉チーム等) やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための体制強化を図るとともに、訓練の実施などを引き続き行う。	福祉避難所 (二次的避難所) の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣 (災害派遣福祉チーム等) や福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための体制整備を図る。	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	ネットワーク参画団体と人員派遣や物資供給等に関する情報の連携等について協議し、府の防災訓練にあわせて情報伝達訓練及びネットワーク会議を毎年実施。併せて体制の充実、強化について、参画団体とともに検討を行った。	-	②	福祉部	ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び年1回以上の想定訓練の実施に向けた調整を行う。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	60	被災地域の食品衛生監視 活動の実施	◆地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。	食品関係施設への監視指導及び衛生講習会の実施、消費者への広報、衛生講習会の実施	保健所平均年20回以上	食品関係施設への監視指導及び衛生講習会を実施するとともに、消費者への広報、衛生講習会を実施した。	保健所平均 H27:22回、 H28:22回、H29:24回	②	健康医療部	食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討実施。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	61	被災地域の感染症予防等 の防疫活動の実施	◆地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めるときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う	各保健所が策定したマニュアル等の検証し、必要に応じてマニュアルの改訂	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	平成27年から平成29年にかけて各保健所で災害マニュアルの策定・改訂を行った。	-	②	健康医療部	訓練等を通じて、マニュアルの充実を図る。 (国において被災地域における防疫活動の見直しが行われた場合、マニュアル等の見直しを検討行う。)	4保健所で実施予定	I
II	62	下水道施設の耐震化等の 推進	◆地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成させる。 ◆被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策を行い、その完了をめざす。 ◆流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を実施する。	①管理棟やポンプ棟の耐震化H25:27箇所 ②流域下水道管渠 (緊急交通路下重点区間) の耐震診断と対策の実施 ③被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断対策の実施 ④津波の逆流防止対策完了	①H27:33箇所 ②4.5km ③1.7km ④3箇所	①管理棟やポンプ棟の耐震化が完了した。 H25:27箇所 → H27:33箇所 ②流域下水道管渠 (緊急交通路下重点区間) の耐震診断と対策の実施した。 ③被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断対策を実施した。 ④津波の逆流防止対策が完了した。(対象3箇所)	①H27:33箇所 ②4.5km ③1.7km ④3箇所	②	都市整備部	耐震診断の結果を踏まえ、流域下水道管渠 (緊急交通路下重点区間、処理場、ポンプ場直近区間) のうち、耐震対策が必要な区間について詳細設計に着手。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
II	63	下水道機能の早期確保	◆地震発生後に、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画 (下水道BCP: H25年度策定) について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。	全12下水道処理区において、業務継続計画の点検及び改訂	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	全12下水道処理区において、防災訓練等を通じて、BCP計画を点検、必要に応じて改善やレベルアップを実施するとともに、管渠のBCP計画を新たに追加した。	-	②	都市整備部	防災訓練等を通じて、BCP計画を点検、必要に応じて改善やレベルアップを実施。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	I
II	64	し尿及び浄化槽汚泥の適 正処理	◆地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ (汲取り式) を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関 (大阪府衛生管理協同組合等) との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。	①広域的な支援の要請・調整に向けた市町村担当部署との連携体制の維持、点検 ②大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定 (災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬) の継続	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①広域的な支援の要請・調整に向けた市町村担当部署との連携体制の維持、点検を行った。 ②大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定 (災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬) を継続するための調整を行った。	-	②	健康医療部	①市町村担当部署との連携体制充実のため、地域ごとの相互支援協定締結に向けた協議に参画 ②大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II
II	65	生活ごみの適正処理	◆地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、府他県等、関係機関との連携体制の充実を図る。	大規模災害時の施設の稼働状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①大阪府災害廃棄物処理計画を策定 (H29.3) し、災害廃棄物に係る処理体制等の基本的考え方を整備した。 ②府と一般社団法人大阪府清掃事業連合会との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する協定を締結した。(H29.8.4) ③府内市町村間で、相互支援協定を締結した。 ・東大阪エリア (H20.3.3) ・堺・泉州エリア (H25.3.22) ・北大阪エリア (H27.7.1) ・南河内エリア (H29.6.1) ④近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画を大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会 (構成員として参画) において策定した。(H29.7)	取組実績は左記のとおり	②	環境農林水産部	①災害廃棄物等の迅速な処理体制の構築が図られるよう市町村に対して、必要な情報提供や助言等を実施 ◎府内市町村等と連携して図上演習等を実施。図上演習については、復旧復興対応として、発災後約10日から2か月間を想定し、災害廃棄物処理に関する手順等に係る演習を集中的に実施	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV
II	66	管理化学物質の適正管理 指導	◆地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。 ◆また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。	①対象事業者からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了 ②市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供 (情報共有) の完了	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①管理化学物質に係る法令の権限を移譲した市町村と連携し、届出対象事業所に対し、説明会や立入検査等を通じ、環境リスク低減対策の検討・実施を働きかけるとともに、化学物質管理計画書の変更届出が確実になされるよう指導した結果、全届出対象事業所 (480事業所) からの届出が完了した。 ②府から市町村消防局に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を平成26年度より毎年提供した。 ③対策事例集を平成27年度に作成 (H28改訂)。届出事業者に周知するとともに、業界団体を通じて、届出外事業者にも周知した。	-	②	環境農林水産部	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導 ②市町村消防局等への情報提供 ・市町村消防局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、毎年5月頃に提供。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	III
II	67	有害物質 (石綿、PCB 等) の拡散防止対策の促 進	◆地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散、漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散、漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ◆また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。	①解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施 ②周辺環境への飛散を監視するためのモニタリング体制の整備	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施した。 ・石綿飛散防止対策研修会等 ②周辺環境への飛散を監視するためのモニタリング体制の整備 「災害時の倒壊建築物等からの石綿飛散のモニタリングマニュアル(発生源)」を作成し、モニタリング時の協力体制の推進について近隣自治体に対して働きかけを実施した。(平成27年度及び平成29年度:府下25市町村、平成28年度:府下25市町村に加え近畿5府県及び7政令市)	①H27:647事業所、 H28:819事業所、 H29:700事業所	②	環境農林水産部	①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知 ②モニタリング時の市町村との協力体制の推進について、政令市等に働きかけを実施	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	平成27～29年度（集中取組期間）の目標		平成27～29年度（集中取組期間）実績				進捗 評価	担当部局	平成30年度の取組み予定（◎は新たな取組）		分類															
			取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標			取組み指標	取組み指標																
II 68	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。 ◆また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。 	事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進を行った。 立入検査件数（箇所） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>火薬類</td><td>230〔13〕</td><td>287〔13〕</td><td>116〔13〕</td></tr> <tr><td>高圧ガス</td><td>2034〔3〕</td><td>2541〔52〕</td><td>2372〔19〕</td></tr> <tr><td>液化石油ガス</td><td>480〔0〕</td><td>665〔21〕</td><td>586〔19〕</td></tr> </table> ※〔 〕は府		H27	H28	H29	火薬類	230〔13〕	287〔13〕	116〔13〕	高圧ガス	2034〔3〕	2541〔52〕	2372〔19〕	液化石油ガス	480〔0〕	665〔21〕	586〔19〕	取組実績は左記のとおり	②	危機管理室	※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です	①事業所に対する立入検査	①府所管（1年あたり）火薬類：6か所、高圧ガス：13か所、液化石油ガス：9か所	II
	H27	H28	H29																									
火薬類	230〔13〕	287〔13〕	116〔13〕																									
高圧ガス	2034〔3〕	2541〔52〕	2372〔19〕																									
液化石油ガス	480〔0〕	665〔21〕	586〔19〕																									
II 69	毒物劇物営業者における防災体制の指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。 ◆毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける。 	毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底について指導を行った。 <立入調査実績> 毒物劇物製造業 203件 毒物劇物輸入業 194件 毒物劇物販売業 1013件	取組実績は左記のとおり	②	健康医療部	毒物劇物営業者の施設への立入調査を実施。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を徹底	立入調査約300件	II																	
II 70	遺体の適切処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村において、遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。 	市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保し、市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定を締結	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保し、市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定を締結した。	協定締結状況 H29年度末締結済：21市町村 検討中：9市町村	②	健康医療部	引き続き、市町村担当部局と連携し、広域火葬体制の確保に努める。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	IV																	
II 71	愛護動物の救護	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中にVMAT（災害派遣獣医療チーム）等が動物救護活動を行うためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。 ◆また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。 	①動物救護活動マニュアルの整備（H28） ②近隣府県市との広域連携体制の構築	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①新しく整備した府動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動マニュアルを検討した。 ②近隣府県市との広域連携体制の構築した。（関係機関との意見交換 年1回実施） ③大阪府獣医師会と協定を締結した。（H28年）	-	②	環境農林水産部	①府動物愛護管理センターを動物救護活動について拠点とするための体制とマニュアル整備の検討 ②近隣府県市との広域連携体制の構築（関係機関との意見交換 年1回以上）	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	II																	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	平成27～29年度 (集中取組期間)の目標		平成27～29年度 (集中取組期間)実績		進捗評価	担当部署	平成30年度の取組み予定 (◎は新たな取組)		分類
			取組み目標	取組み目標	取組み目標	取組み目標			取組み目標	取組み目標	
Ⅲ 72	災害ボランティアの充実と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。 ◆また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。 ◆ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。 ◆また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。ボランティア登録制度の市町村への拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア登録制度を市町村へ拡大し、安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保を図る。(登録者数の増加とスキルアップ) ②大阪府社会福祉協議会と連携して、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方等を対象にした、研修会の開催や、おおさか防災ネットの防災情報メールを活用した登録ボランティア向けのメール配信の仕組みを通じて、ボランティア活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう情報発信の強化を図る。 ③ボランティア向けのメール登録制度やポータルサイト立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年3月末時点で、37団体、計2,853名が登録した。 ②大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会との連携して、ボランティア育成、スキルアップ等の研修を年1～2回実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアコーディネーター研修会 (平成29年12月) ・おおさか災害支援ネットワーク研修会 (平成30年2月) また、平成28年12月に、大阪府社会福祉協議会と共催で、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方等を対象とした「災害ボランティアコーディネーター研修会」を開催した。 ③大阪府社会福祉協議会と連携して、防災情報メールを活用した登録ボランティア向けのメール配信の仕組みを構築した。 	②研修等受講者数 76人	②	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ◎大阪府社会福祉協議会と連携して、制度運用に向けた市町村の進捗状況及び現状の課題を把握。ボランティア登録制度の拡大について、市町村へ働きかけ ◎大阪府社会福祉協議会と連携して、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方等を対象に、研修会を開催 ◎防災情報メールを利用した情報伝達訓練を実施 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ	
Ⅲ 73	災害廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかけた。 ◆また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定 ②広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①府より計画等を示し、府及び市町村において、仮置場の候補地のリストアップや想定される処理ルートについて定期的に検討を行った。また、大阪府災害廃棄物処理計画を策定 (H29.3) し、災害廃棄物に係る処理体制等の基本的考え方を整備した。 ②府と一般社団法人大阪府清掃事業連合会との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する協定を締結した。(H29.8.4) <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村間で、相互支援協定を締結した。 <ul style="list-style-type: none"> ・東大阪エリア (H20.3.3) ・堺・泉州エリア (H25.3.22) ・北大阪エリア (H27.7.1) ・南河内エリア (H29.6.1) ③近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画を大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会 (構成員として参画) において策定した。(H29.7) 	取組実績は左記のとおり	②	環境農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害廃棄物等の迅速な処理体制の構築が図られるよう市町村に対して、必要な情報提供や助言等を実施 ◎府内市町村等と連携して図上演習等を実施。図上演習については、復旧復興対応として、発災後約10日から2か月間を想定し、災害廃棄物処理に関する手順等に係る演習を集中的に実施 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅳ
Ⅲ 74	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、集中取組期間中に、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「借上型仮設住宅」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。 ◆また、府域での応急仮設住宅が不足する場合に備えて、関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度の導入に係る体制整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①応急仮設住宅確保のための体制整備 ②関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結 (H27) 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> <建設型仮設住宅> ①応急仮設住宅確保のための体制を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設マニュアルを改訂した。 ・応急仮設住宅建設マニュアルに基づく災害訓練を毎年度実施した。 ②応急仮設住宅の建設確保用地の調査を定期的に実施した。 ③市町村に対し想定数の確保促進を呼びかけた。 <借上型仮設住宅> ①災害時民間賃貸住宅借上制度を迅速かつ適切に運用するためのマニュアルを市町村及び協力団体等と調整し、策定した。(H29.1.10) 	-	②	危機管理室 住宅まちづくり部	<ul style="list-style-type: none"> <建設型仮設住宅> ①市町村と連携した更なる建設候補地の確保及び体制の充実 ②応急仮設住宅の建設確保用地の調査を定期的に実施する。 <借上型仮設住宅> ◎民間関係団体主催の研修会での制度周知 ◎市町村危機管理担当者への制度周知 ①防災訓練の実施及び内容の充実 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 75	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①被災建築物応急危険度判定士の登録者数向上 ②被災宅地危険度判定士の登録者数 	<ul style="list-style-type: none"> ①H29:6500人 (H25:4886人) ②1000人確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①判定初動期における被災建築物応急危険度判定士の登録者数を確保した。また、平成29年度より、講習会の実施回数を5回から7回に増やすとともに、判定に必要な資機材について必要数を確保した。(参考) 近畿圏での被災建築物応急危険度判定士の相互応援体制の整備が図られており、判定体制の充実を図る取組みとして概ね計画通りとなっている。 ②被災宅地危険度判定士の登録者数を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①H29:5349人 (H25:4886人) ②1000人確保 	②	住宅まちづくり部	<ul style="list-style-type: none"> ①被災建築物危険度判定士のための講習会を実施 (年7回) し、講習受講者を増やす方策を検討し実施することにより、必要登録者数の確保を進める。 ②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価 ②1,000人確保を継続 	Ⅰ
Ⅲ 76	中小企業に対する事業継続計画 (BCP) 及び事業継続マネジメント (BCM) の取組み支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。 ◆集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域経済団体と連携したBCP策定支援策の充実 ②中小企業組合等を通じたBCPの普及啓発 	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等を開催した。(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) <ul style="list-style-type: none"> H27:22回、533名 H28:19回、687名 H29:15回、455名 ①コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援を行った。(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) <ul style="list-style-type: none"> H27:92件 H28:96件 H29:84件 ②中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップを開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友海上火災保険 (株) との連携協定 <ul style="list-style-type: none"> H27:3団体 H28:2団体 H29:1団体 ・組合等事業向上支援事業 <ul style="list-style-type: none"> H27:1団体 H28:1団体 H29:6団体 	取組実績は左記のとおり	②	商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催 (小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) ①コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施 (小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ②中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ◎民間企業等との連携による普及啓発 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅰ
Ⅲ 77	災害復旧に向けた体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設等 ・府有建築物等 ・被災農地等 	まちの復旧に向けた体制の再点検	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①各訓練 (風水害訓練 (6月)、地震・津波災害対策訓練 (1月) 等) を通じて、応急対策実施要領等を始めとする各種マニュアルや協定等点検し、復旧体制の確認を行った。 ②被災した農地、農業用施設の復旧に向けた体制の再点検を行った。 	-	②	全部局	<ul style="list-style-type: none"> ①各訓練 (風水害訓練 (6月)、地震・津波災害対策訓練 (1月) 等) を通じて、応急対策実施要領等を始めとする各種マニュアルや協定等点検し、復旧体制の確認を行う。 ②被災した農地、農業用施設の早期復旧に向け、災害情報の伝達訓練を実施し、体制の再点検を行う。 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 78	生活再建、事業再開のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復のため、以下について関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 <ul style="list-style-type: none"> <被災者生活再建支援金の支給> ・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 <雇用機会の確保> ・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 <中小企業に対する災害時の金融支援措置> ・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 <被災農林漁業者の経営支援> 	被災者支援や中小事業者の復興に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者生活再建支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> 毎年1回、市町村担当者向けに災害救助法・被災者生活再建支援法等研修会を実施。制度の内容について確認、周知を実施した。 ②雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> 国の対策と連携した就業支援体制を早期に確保するため、OSAKAしごとフィールドの業務継続計画を策定した。 ③中小企業に対する災害時の金融支援措置 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府制度融資等対応に関する説明会を開催し、市町村へ災害時の中小企業向け融資制度を周知や金融支援にかかる災害時緊急マニュアルの点検、関係機関との連絡体制の確認を行った。 ④被災農林漁業者の経営支援 <ul style="list-style-type: none"> 府・市町村職員、関係団体等を対象とした制度資金説明会(毎年上半期：計4箇所) において、災害時における農業者等の支援に関する各種資金制度の周知活動を行った。 	-	②	危機管理室 商工労働部 環境農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 左記①～④における項目について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検を行う。 ①毎年1回、市町村担当者向けに災害救助法・被災者生活再建支援法等研修会を実施し制度の内容について確認、周知する。 ④制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。(府内4ブロックに分けて延べ4回実施) 	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

No. 重点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	平成27～29年度（集中取組期間）の目標		平成27～29年度（集中取組期間）実績		進捗 評価	担当部署	平成30年度の取組み予定（◎は新たな取組）		分類
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
Ⅲ 79	復興計画策定マニュアルの作成	◆被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前作成しておく。	復興計画策定の手順等のマニュアルの作成	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	・復興計画策定の手順等のマニュアルを策定(H28.3) ・内容の充実を図るため、マニュアルを改訂(H30.3)	-	②	政策企画部	マニュアルについては、随時見直しを行い充実を図る	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 80	大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂	◆迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（H17策定、H26改訂）」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。	改訂したガイドラインの関係者への周知・習熟	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	改訂したガイドラインの関係者への周知・習熟を図った。 「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を市町村に周知するとともに、府・市町村の都市計画担当者を対象とした訓練や研修等を実施した。 （府職員向けの地震時初動対応研修や大阪府市町村都市計画主管課長会議において復興ガイドラインを周知。市町村とのワーキング等により図上訓練等を実施し復興手続きを習熟。）	-	②	都市整備部	周知・習熟の取組を踏まえた、ガイドラインの再点検・充実や市町村への事前復興の取組を引き続き働きかけ。 また、大阪府市町村都市計画主管課長会議や市町村とのワーキング等により事前復興の取組を推進	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 81	復旧資機材の調達・確保	◆被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あつ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。	広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立した。	-	②	環境農林水産部	連携を強化して、確固たる体制を確立する。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 82	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行	◆円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。	府の代行手続きの設定及び市町村への周知	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	府の代行手続きの設定及び市町村への周知を行った。	-	②	全部局	国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施	左記の取組みの達成状況をH28年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 83	住宅関連情報の提供	◆被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。	住宅関連情報の提供体制の整備	左記の集中取組期間の達成状況をH29年度末に評価	①住宅関連情報の提供体制の整備を行った。 ②毎年1回、南海トラフ巨大地震等を想定し災害訓練を実施した。 その都度、マニュアルの見直しを行った。	-	②	住宅まちづくり部	全庁で行う地震津波災害対策訓練において市町営住宅及び公社住宅の情報収集訓練を実施。また、訓練等によりマニュアルの検証を行う。	左記の取組みの達成状況をH30年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 84	地籍調査の推進	◆被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。	南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（384km ² ）において官民境界等先行調査を実施。	H29:約38Km ² (H26:0km ²) H26～H29で38km ² 実施	南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（全体384km ² のうち、市町村の類似事業分等を除いた対象123km ² ）において官民境界等先行調査	H26:64km ² /約123km ² → H29:102km ² /約123km ²	②	環境農林水産部	①市町村による官民境界等先行調査の実施を促進 ②個別訪問による市町村職員への啓発、地籍以外の市町村担当部署へ向けた制度説明を行う。	H29:約102km ² /約123km ² → H30:約105km ² /約123km ²	Ⅰ

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

① 計画以上に進んでいる
 ② 概ね計画どおりに進んでいる
 ③ 計画通りに進んでいない

I 定量的指標による管理
 II 取組内容の達成状況による評価
 III 府の取組内容の達成状況による評価
 IV 府の取組内容の達成状況による評価

府の行政機能の維持		府の行政機能の維持		府の行政機能の維持		府の行政機能の維持		府の行政機能の維持	
シ ョ ン	No.	アクション名	内 容（新APより抜粋）	H27～29年度の取組み実績	進捗 評価	担当部局	平成30年度の取組み予定	分類	
行政	85	大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用	◆南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」について、訓練及び各種災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて改定を実施し、災害対応に万全を期す。	①風水害対策訓練（6月）、地震・津波災害対策訓練（1月）等を踏まえ、実施要領の一部改訂を実施 ②H28.4の熊本地震を受けて、他の都道府県への応援に関する項目を追記改訂	②	全部局	※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です 防災関係機関と連携した訓練を通じて各機関の意見なども求め評価検証するとともに、応急対策実施要領を継続的に改善していく。	II	
行政	86	府庁BCPの改訂と運用	◆地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していく。 ◆BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。	①H29.2に、府庁本館の耐震改修工事の完了により利用可能となった業務資源や3日間に対応した職員備蓄等を反映した府庁BCPを改訂するとともに、部局版BCPについても改訂 ②H28.4から順次、発災後3日間に対応した職員用備蓄を確保 ③公費備蓄を補充するため、災害時個人用備蓄を職員に呼びかけ ④BCP検証訓練の実施（毎年）や新規採用職員研修で、BCPを説明	②	全部局	○地震発生時における業務継続力の向上を図るため、引き続き、研修や訓練を実施。 ○府庁BCPの改定を受け、代替職務スペース移転マニュアルの改訂を実施	II	
行政	87	大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保	◆地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ的確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、平成26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。	防災行政無線設備について、適切に保守点検を行い、情報連絡体制を確保した。中継所保守点検 12回/年	②	危機管理室	中継局の定期的な点検の実施。	II	
行政	88	災害時の府民への広報体制の整備・充実	◆地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。 ◆あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。	①風水害対策訓練（6月）、地震・津波災害対策訓練（1月）において、情報発信訓練を実施する等、広報検証を実施するとともに、SNSによる情報発信について課題を整理し、関係者と共有。 ②大阪880万人訓練において、広報検証チェックを実施。	②	危機管理室 政策企画部 府民文化部	H30年度の訓練及び各種災害への対応を踏まえて、広報体制について検証を行い、的確な情報提供が行えるように体制を充実する。	II	
行政	89	都府県市間相互応援体制の確立・強化	◆地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都県市、九州地方知事会、中国地方知事会、四国知事会との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。	①毎年、関西広域連合及び関西圏の関係府県市の合同による関西広域応援訓練（図上訓練、実働訓練）を実施。訓練の検証等を通じ、相互応援体制の強化を図った。 ②大阪府が構成府県となっている関西広域連合が中国地方知事会、四国知事会と応援協定を締結（H29） ③災害時における防災関係機関相互の連携・強化、参加機関の災害対応力の向上、府民の防災意識の高揚を目的に、平成29年度近畿府県合同訓練を実施（H29） 参加機関 約200機関、参加者 約1,400人	②	危機管理室	関西広域連合および関西圏の関係府県市の合同による関西広域応援訓練に参加し、相互応援体制の強化を図る。	II	
行政	90	健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化	◆地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市からの要求に応じ地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立、強化する。	「地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会」及び「地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議」を開催した。（年2回）また、地研近畿ブロックの健康危機管理模擬訓練や同訓練の検討会議に参加するなど、相互協力体制を確認した。	②	健康医療部	①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。 ②地方衛生研究所全国協議会近畿支部および近畿ブロック会議において、相互技術研修の実施や対応可能な試験検査項目の現況確認を盛り込んだ広域連携マニュアル（平成18年度策定）の更新作業を行う。	IV	
行政	91	発災時における地域の安全の確保	◆地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。 ・被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。 ・ヘリコプター等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。 ・被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。	①大阪府警察大震災総合訓練等を実施 ②防災関係機関等が主催する訓練に参加	②	警察本部	大阪府警察大震災総合訓練等を実施	II	
行政	92	緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進	◆地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。 ◆また、いわゆるハイパーレスキュー隊について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。 ◆さらに、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形で広域化を研究する。	①大阪を被災地として想定した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施（H29.11） 緊急消防援助隊大阪府航空部隊受援計画を策定（H30.3） ②ハイパーレスキュー機能の強化に向け、大阪府国家要望を実施（H28.6、H29.6） ③箕面市と豊能町が広域消防運営計画を策定し、広域化を実現（H28.4） 府内市町村とともに、「消防力強化のための勉強会」を設置。 ⇒「消防の広域化」と「消防本部間の水平連携の強化」の両面から検討を行い、平成30年3月に報告書をとりまとめ（H28:5回、H29:6回開催）	②	危機管理室	①平成29年11月4、5日に実施した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の検証結果に基づき、「緊急消防援助隊大阪府受援計画」の見直しを図り、大阪市消防局・ブロック幹事消防本部と連携し、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図る。 ②ハイパーレスキュー機能の強化に向け、大阪府国家要望を実施（H30.6） ③「消防力強化のための勉強会」のとりまとめや市町村が作成する「消防力カード」を踏まえ、大阪府消防広域化推進計画の改定を行う（H30年度中改定予定）	II	
行政	93	救急救命士の養成・能力向上	◆地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、救急業務全体の質の向上のため指導救命士を早急に養成し、維持する。	①大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる研修を受けた救急救命士を計画的に大阪市高度専門教育訓練センターで養成 H27:200人、H28:200人、H29:198人 ②これまで、府外でしか養成できなかった指導救命士の養成を平成29年度から大阪市高度専門教育訓練センターで実施 H29:25人	②	危機管理室	①昨年度に引き続き、大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を200名養成予定 ②昨年度に引き続き、指導救命士を25名養成予定	II	
行政	94	救出救助活動体制の充実・強化	◆地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。 ◆また、地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。	①大阪府警察大震災総合訓練等を実施 ②防災関係機関等が主催する訓練に参加	②	警察本部	①大阪府警察大震災総合訓練等を実施 ②防災関係機関等が主催する訓練に参加	II	
行政	95	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	◆災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員（緊急防災推進員）が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。	①防災要員、緊急防災推進員に対し、大阪府地震・津波災害対策訓練を実施 ②災害対策本部要員等の意識や能力の向上を図るため、熊本地震の災害対応に延べ131人を現地に派遣し、実際の災害対応に従事 ③D M A T等の医療活動訓練との連動訓練を実施	②	危機管理室	防災要員、緊急防災推進員の災害対応に対する意識や能力の向上を図るため、研修や訓練等を実施	II	
行政	96	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	◆地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保しておく。	必要に応じて各部局や指定金融機関、国の機関の協力を得ながら、緊急を要する府費・国費支払等の財務処理に関する訓練を毎年度2回（9月、1月）、継続して実施することで、職員及び関係者の意識の高揚に努め、地震発生後等の災害時等において緊急を要する支払等の財務処理が行える実効性の確保に努めた。	②	会計局	必要に応じて各部局や指定金融機関、国の機関の協力を得ながら、緊急を要する府費・国費支払等の財務処理に関する訓練を実施する。	II	

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

市町村の計画的な災害対策推進への支援

- ① 計画以上に進んでいる
- ② 概ね計画どおりに進んでいる
- ③ 計画通りに進んでいない

大阪北部を震源とする地震の教訓や、南トラ地震に備えた強化策の検討委員会等での意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

- I 定量的指標による管理
- II 取組内容の達成状況による評価
- III 府の取組内容の達成状況による評価
- IV 府の取組内容の達成状況による評価

市町村	No.	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	H27～29年度の取組み実績	進捗評価	担当部局	平成30年度の取組み予定 ※「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」による検討結果や、H30.6月に発生した大阪北部を震源とする地震から得られた教訓を踏まえ取組み内容の見直しを行う予定です	分類
市町村	97	市町村地域防災計画の策定 (改訂) 支援	◆「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、大阪府地域防災計画を反映した修正が行えるよう指導・助言および支援に努める。	①防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効率的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成。 ②チェックシートの活用及び修正に際して、事前相談の実施などについての説明会を行った。(H26.9) ③市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施 (地域防災計画の修正を行った市町村) H27:27市町村、H28:12市町村、H29:14市町村	②	危機管理室	大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。 また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。	IV
市町村	98	「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定支援	◆「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法 (H26.3)」に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定 (対象府内42市町村 能勢町を除く) を踏まえ、同法に基づく推進計画を策定できるよう市町村に対し働きかけ・支援を行う。 ◆とりわけ、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定 (平成25年8月19日設定) を管内に含む沿岸14市町村に対しては、集中取組期間中に推進計画を策定できるよう重点的に働きかける。	市町村が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を効率的に作成出来るよう、策定を働きかけ。必要に応じ、情報提供・助言等を実施 市町村を対象とした会議で働きかけ (年2回) 作成市町村 30市町村 (うち、沿岸市町7市町)	②	危機管理室	市町村に対して「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定を働きかけるとともに、効率的に策定出来るよう、必要に応じて情報提供・助言等を実施。 ・会議や説明会の場で働きかけを実施 (年2回)	IV
市町村	99	地区防災計画の策定支援	◆全市町村において、地域の自助・共助を推進するため、国が策定したガイドラインに基づき、地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。	他府県や府内市町村の先進事例を周知し、市町村の取組みを支援	②	危機管理室	市町村に事例紹介を行うなど、市町村の取組みを支援	IV
市町村	100	地震災害に備えた市町村に対する支援	◆計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。 ◆とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町村に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組みの均てん化を図るため、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、府の専門人材の派遣を検討する。	市町村危機管理担当部局長会議や担当課長会議、各種研修会を開催し、市町村の取組みを支援	②	危機管理室	市町村危機管理担当部局長会議や担当課長会議、各種研修会を開催し、市町村との連携強化を図る	IV